

組織規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組織規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人国立保育会（以下「法人」という。）の経営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

第2章 組織および業務分掌

(組織単位)

第2条 法人は、次の組織単位を置くことができる。

- (1) 部
- (2) 課・室・保育園

(組織図)

第3条 法人は業務運営の基本組織として次の各部門を設置する。

2 法人の業務執行責任は、原則として副理事長が担う。

- (1) 事業部－保育園が実施する以下の認可保育園事業以外の法人内のすべての事業を担うこととする。なお、事業部の傘下に以下の課を配置する。
 - ① 総務経理課 法人全般の管理業務および中長期計画の策定、財政運営等をおこなう。
 - ② 保育支援課 新入職員の採用業務や各園の保育業務全般を支援する。
- (2) 理事長室－理事長からの特命業務を担うこととし、理事長室長は課長職とする。
- (3) 保育部－法例等に基づく認可保育園事業を担うこととする。なお、保育部の傘下に以下の各保育園を配置する。園長は課長職とする。ただし、国立保育園の園長は統括施設長（以下「統括園長」も同義とする。）を担い部長職と同等とする。
 - ① 国立保育園
 - ② 北保育園
 - ③ きたひだまり保育園
 - ④ 国立ひまわり保育園
 - ⑤ 西国分寺保育園
 - ⑥ 富士本保育園
 - ⑦ 光が丘保育園
 - ⑧ 南大泉保育園
 - ⑨ 氷川台第二保育園
 - ⑩ 下石神井第三保育園
 - ⑪ 石神井公園こぐま保育園

- ⑫ 宮前おおぞら保育園
- ⑬ 上井草保育園
- ⑭ 天沼保育園

(業務分掌)

第4条 各組織単位の分掌業務は、別に定める職務権限規程による。

第3章 職位および権限

(職位)

第5条 法人は組織に基づき、必要により次の職位を置くものとする。

- (1) 部長職 (部長、担当部長、統括施設長)
 - (2) 課長職 (課長、担当課長、室長、施設長)
 - (3) 副施設長・副課長職
 - (4) 主任
 - (5) 副主任
 - (6) クラスリーダー
 - (7) サブリーダー
2. 必要があるときは各部および室、課に、補佐職として専任部長、専任課長を置くことができる。
3. その他、その規程に定めのない職位も、業務上必要が生じた場合は、理事会の協議を経てこれを置くことができる。

(職務および権限)

第6条 各職位者は、それぞれ所属長の命令および監督を受けて所管業務を遂行し、その責任を負う。

2. 職務の遂行に必要な職務権限は、別に定める職務権限規程による。

附 則

- 1. この規程の改廃は、理事会にて決定することとする。
 - 2. この規程は、平成30年4月1日より実施する。
 - 3. この規程の一部を平成30年10月1日に改正する。
 - 4. この規程の一部を令和元年8月1日に改正する。
 - 5. この規程の一部を令和2年10月1日に改正する。
 - 6. この規程の一部を令和4年4月1日に改正する。
 - 7. この規程の一部を令和4年4月1日に改正する。
 - 8. この規程の一部を令和4年7月1日に改正する。
 - 9. この規程の一部を令和5年4月1日に改正する。
 - 10. この規程の一部を令和7年1月1日に改正する。
- 改正に伴う施行時期は令和6年4月1日に遡る。